

イ 災害時の周産期搬送を見据えて、患者搬送や物資調達等に関する情報伝達の方法等について情報交換できる場を設定し、関係者による顔の見える関係を築く。

ウ 新興感染症の発生・まん延時において、妊産婦を含む特別な配慮が必要な患者にも対応可能な医療機関の確保を進める。

(5) 精神疾患合併妊婦への対応体制の整備（県・医療機関・関係団体）

ア 精神疾患合併妊婦に対して適切に対応できる体制を確保するため、周産期母子医療センター及び地域周産期病院は、医療機関の役割と精神科病床や精神科外来の併設状況に応じて、施設内・施設外の精神科との連携体制を構築する。

イ 総合・地域周産期母子医療センター及び地域周産期病院は、医療機関の役割と精神科病床や精神科外来の併設状況に応じて、施設内・施設外の精神科との連携を図る。

(6) 助産師の資質向上と活用促進（県・医療機関・関係団体）

産科医との連携のもと、妊産婦の多様なニーズに応えるため、専門的かつ質の高い助産師の確保及び資質の向上を図るとともに、ハイリスク妊産婦等への保健指導や助産師が正常産を担う院内助産・助産師外来の充実等、助産師の活用促進を図る。

【目 標】

目 標	現 状 値	目 標 値
周産期死亡率	3.4 (R4)	減少 (R11)